

令和8年度

品川区会計年度任用職員（清掃作業）募集案内

令和8年4月15日
品川 区

この採用選考は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

※ 常勤職員と同様に、サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

1. 採用する職、採用予定数等

職	主な職務内容	採用予定数
清掃作業	清掃作業等の職務のうち補助的または定型的な職務	10名程度

2. 受験資格

受験資格
職務の遂行に必要な知識または能力を有する者

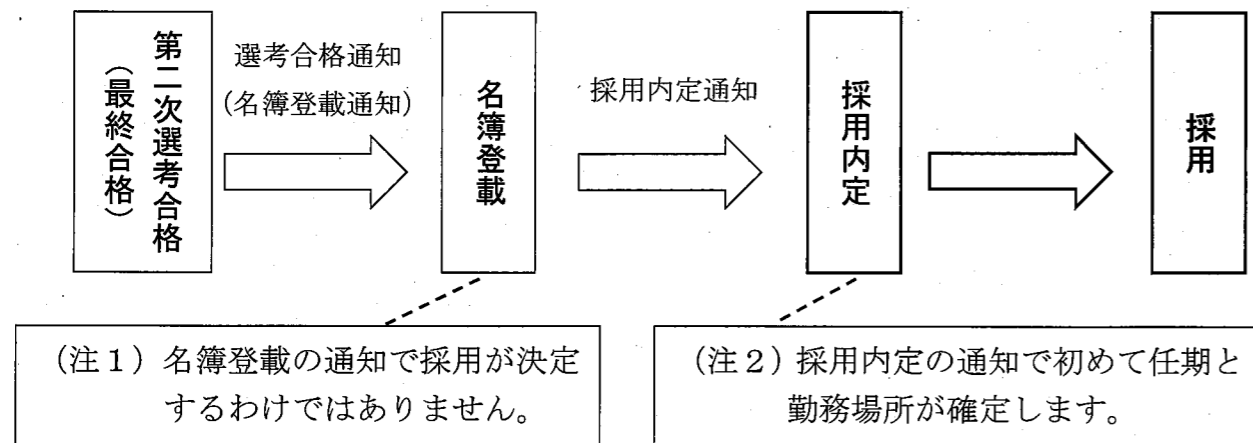
※ ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方（最終ページ「参考」参照）は応募できません。

3. 採用予定時期 令和8年7月1日以降

4. 任 期 採用日から令和8年9月30日までの間

5. 合格者の取扱い 選考に合格した方は、会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。なお、名簿登載期間は、登載日から令和8年9月30日までです。

〈合格から採用までの流れ〉



6. 名簿登載の取消し

次の事項に該当する場合は、名簿登載を取消し、名簿から削除します。

- (1) 名簿登載を辞退した場合
- (2) 受験資格を欠いていることが明らかとなった場合
- (3) 品川区職員として採用された場合
- (4) 任用に関する照会に正当な理由なく応答しない場合
- (5) 心身の故障その他の事由により、会計年度任用職員として適性を欠くことが明らかとなった場合

7. 採用について

採用は、任用する職やその任期等が決定し次第、名簿登載者の中から行います。なお、名簿に登載されていても、必ず採用されるとは限りません。

8. 選考方法・選考日程

(1) 第一次選考

選考方法	書類審査 ※ 申込書により書類審査を行います。
合格発表	令和8年5月18日以降（予定） ※ 可否に関わらず、受験者全員に通知します。

※ 第一次選考合格者には、第二次選考の実施案内（日時・場所等）を通知します。

(2) 第二次選考（第一次選考合格者対象）

選考日	令和8年5月25日以降（予定）
選考方法	面接
最終合格発表	令和8年6月8日以降（予定） ※ 可否に関わらず、第二次選考受験者全員に通知します。

9. 選考（面接）会場

品川区清掃事務所 品川庁舎（品川区大崎1-14-1）
（JR「大崎駅」南口下車徒歩8分、または東急バス居木橋バス停下車徒歩1分）

※ 選考会場の詳細は、第二次選考の実施案内でお知らせします。

10. 申込手続き

所定の申込書に必要事項を記入し、品川区清掃事務所まで、郵送または持参してください。

方法	受付期間
郵送申込	令和8年4月20日（月）～5月15日（金）【必着】 ※ A4判が入る大きさ（角形2号）の封筒に入れ、表に赤字で「会計年度任用職員採用選考申込書在中」と明記し、必ず簡易書留で郵送してください。 なお、簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
持参申込	令和8年4月20日（月）～5月15日（金）の 午前8時00分～午後4時00分 ※ 日曜日を除く。

1.1. 勤務条件等 ※ 令和8年4月1日現在

(1) 報酬(地域手当相当報酬含む)、勤務日数、勤務時間

勤務日数	勤務時間	報酬
週2~4日	7時間45分	時間額 1,770円

- ※ 給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。
- ※ 勤務日は原則として月曜日から土曜日までの間となります。日曜日および祝日法による休日が勤務日となる場合があります。
- ※ 公務のため必要がある場合は、所定の勤務時間を超えた勤務(超過勤務)となる場合があります。

(2) 諸手当

通勤手当や超過勤務手当(※)が規定に基づき一定の要件を満たす場合に、支給されます。

また、特殊勤務手当(日額700円)が支給されます。

※ 勤務日における7時間45分に達するまでの勤務時間に対する支給割合は100/100となります。ただし、1週間当たりの勤務時間の合計が38時間45分を超える勤務時間に対する支給割合は125/100(割増)となります。

(3) 休暇等

勤務形態に応じて、年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等の休暇を取得できます。

(4) 社会保険・福利厚生

勤務形態に応じて、東京都職員共済組合の短期組合員となり、短期給付(医療保険)・福祉事業(健康診査等)の適用を受け、また、厚生年金保険および雇用保険に加入します。さらに、労働災害補償または公務災害補償の対象となります。

1.2. 郵送・持参・問い合わせ先

〒141-0032 品川区大崎1-14-1

品川区清掃事務所事業係

電話：03-3490-7051(直通) FAX：03-3490-7041

※ 選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

《参考》 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

個人情報取扱について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理します。ご提出いただいた書類は、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【品川区清掃事務所 案内】

